

○海洋汚染等防止法検査心得 新旧对照表

別添 2

		(傍線の部分は改正部分)	
		現 行	備 考
○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則関係検査心得	改 正 後	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則関係検査心得	
第2章の6 船舶からの排出ガスの放出規制 (硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等のためにする船舶における基準適合燃料油以外の燃料油の使用に係る承認の申請等)		第2章の6 船舶からの排出ガスの放出規制 (硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等のためにする船舶における基準適合燃料油以外の燃料油の使用に係る承認の申請等)	
12-17-6-3. 1 (a) 法第19条の21第5項の承認は、次のいずれかの場合に行うものとする。		12-17-6-3. 1 (a) 法第19条の21第5項の承認は、陸上における試験、研究又は調査(以下「試験等」という。)の結果により硫黄酸化物の放出による大気の汚染を防止する効果が見込まれ、かつ、試験等のために基準適合燃料油以外の燃料油を使用する場合に行うものとする。	ECC装置設置時の試験等に係る承認手続を規定
		(1) 陸上における試験、研究又は調査(以下「試験等」という。)の結果により硫黄酸化物の放出による大気の汚染を防止する効果が見込まれ、かつ、試験等のために基準適合燃料油以外の燃料油を使用する場合(2)の場合を除く。) (2) 法第19条の21第2項の硫黄酸化物放出低減装置の設置に関する法定検査のために、基準適合燃料油以外の燃料油を使用した試験等を行う場合	(新設)
		(b) (a)の承認に係る取扱いについては、附属書[2]によること。 (c) (a) (2)の承認に係る取扱いについては、附属書[2] I.によること。 (d) (a) (2)の承認に係る取扱いについては、附属書[2] II.によること。	(新設) 附属書[2] 硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等のための船舶における燃料油の使用に係る承認について 法第19条の21第5項の規定に基づく硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査(以下「試験等」という。)に係る承認については、以下のとおり取り扱うこととする。

<p>I. 陸上における試験等の成果により硫黄酸化物の放出による大気の汚染を防止する効果が見込まれ、かつ、試験等のために基準適合燃料油以外の燃料油を使用する理由のある場合の承認に係る取扱い</p> <p>1. 承認申請書の提出</p> <p>施行規則第 12 条の 17 の 6 の 3 の規定による地方運輸局長(運輸監理部長、運輸支局長、海事事務所長、沖縄総合事務局長又は運輸事務所長を含む。以下同じ。)への承認申請書の提出については、以下のとおり取り扱うこと。</p> <p>(1) 国際航海に従事する船舶に設置される 1 シリンダ当たりの容積が 30 リットル以上の原動機を用いた試験等に係る承認をする場合は、原則として、当該船舶の定期検査の時期に合わせて承認申請書を提出させること。</p> <p>(2) 「硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査の計画書」には、次に掲げる事項が記載されていること。</p> <p>(イ) 試験等の成果目標 (ロ) 試験等の実施計画 (ハ) 試験等の実施方法</p> <p>(ニ) 試験等に供される原動機の種類、型式及び出力 (ホ) 試験等に供される原動機の使用形態 (ベ) 試験等に供される原動機製造番号</p> <p>(3) 承認申請書の提出に併せて、原則として、次に掲げる書類を提出せること。</p> <p>(イ) 試験等に供される原動機の製造(又は改造)仕様書 (ロ) 試験等に供される原動機の構造及び配置を示す図面 (ハ) 試験等に供される原動機の使用材料を示す図面 (ニ) 硫黄酸化物の放出による大気の汚染を防止する効果が見込まれることを確認できるもの (ホ) 基準適合燃料油以外の燃料油を使用する合理的な理由が確認できるもの</p> <p>(ヘ) その他、検査測度課長が別途指示するもの</p>	<p>技術開発に従事する手続は現行の内容をもとにした承認は I. とし、規定する内容まで規定する。</p> <p>明確化(地方運輸支局長等への海防法第 41 条第 5 項)の規定による。</p> <p>(1) 國際航海に従事する船舶に設置される 1 シリンダ当たりの容積が 30 リットル以上の原動機を用いた試験等に係る承認をする場合は、原則として、当該船舶の定期検査の時期に合わせて承認申請書を提出させること。</p> <p>(2) 「硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査の計画書」には、次に掲げる事項が記載されていること。</p> <p>(イ) 試験等の成果目標 (ロ) 試験等の実施計画 (ハ) 試験等の実施方法</p> <p>(ニ) 試験等に供される原動機の種類、型式及び出力 (ホ) 試験等に供される原動機の使用形態 (ベ) 試験等に供される原動機製造番号</p> <p>(3) 承認申請書の提出に併せて、原則として、次に掲げる書類を提出せること。</p> <p>(イ) 試験等に供される原動機の製造(又は改造)仕様書 (ロ) 試験等に供される原動機の構造及び配置を示す図面 (ハ) 試験等に供される原動機の使用材料を示す図面 (ニ) 硫黄酸化物の放出による大気の汚染を防止する効果が見込まれることを確認できるもの (ホ) 基準適合燃料油以外の燃料油を使用する合理的な理由が確認できるもの</p> <p>(ヘ) その他、検査測度課長が別途指示するもの</p>
--	--

<p>2. 承認に係る審査 試験等に係る申請を受け、当該試験等が硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止効果が見込まれると考えられる場合には、資料を添えて検査測度課長まで伺い出ること。</p>	<p>2. 承認に係る審査 試験等に係る申請を受け、当該試験等が硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止効果が見込まれると考えられる場合には、資料を添えて検査測度課長まで伺い出ること。</p> <p>3. 承認証の交付 承認証の交付にあたっては、以下のとおり取り扱うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 承認証の有効期間は、試験等に用いる原動機に応じ、それぞれ次に掲げる期間とする。 <ol style="list-style-type: none"> (イ) 1シリンドラ当たりの容積が 30 リットル未満 18 ケ月 (ロ) 1シリンドラ当たりの容積が 30 リットル以上 5 年 (2) (1) (ロ)の場合にあつては、進歩状況の確認の時期を以下のとおり指定すること。 <ol style="list-style-type: none"> (イ) 国際航海に従事する船舶に設置される原動機に係る承認 原動機が設置される船舶の第 1 種中間検査の時期 (ロ) 国際航海に従事しない船舶に設置される原動機に係る承認 承認証の交付の日から起算して、21 ケ月を経過する日から 39 カ月を経過する日までの間 <p>4. 試験等の進歩状況の確認 試験等の進歩状況の確認については、次のとおり取り扱うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 試験等に係る進歩状況の確認は、承認証を交付した地方運輸局長以外の地方運輸局長も実施することができます。 (2) 試験等に係る進歩状況の確認は、確認を受けようとする者の申請を受けて行うこと。 (3) 承認証申請書は、第 1 号様式によるものとし、併せて、現に交付されている承認証、試験等の計画書及び試験等の進歩状況が確認できる書類を提出させること。 (4) 試験等の進歩状況を確認し、承認証の交付の際に付した条件が遵守されていなければ、硫黄酸化物の放出による大気の汚染を防止する効果を経過する日までの間
--	---

<p>が見込まれないと認められる場合は、資料を添えて検査測度課長まで伺い出ること。</p> <p>5. 承認証の有効期間の延長 試験等に追加の期間が必要であると認めるとときは、申請により、1回に限り承認証の有効期間をそれぞれ18ヶ月又は5年延長することができる。 (1) 承認証有効期間延長申請書は、第2号様式によるものとし、併せて、現に交付されている承認証の他、延長によって効果が見込まれることを確認できる書類及び延長期間中の試験等の計画書を提出させること。なお、当該計画書に記載すべき事項は、1.(2)に掲げるものとする。 (2) 承認証の有効期間を延長する場合にあっては、承認の審査、承認証の交付及び試験等の進捗状況の確認については、2.から4.までに準じて取り扱うこと。</p> <p>6. 承認証の備え置き 承認証は、1.(2)の「硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査の計画書」とともに船舶内にある者が直ちに参照できる場所(例えば、船舶職員、部員等が見やすい船橋等の場所)に備え置くこと。なお、船舶所有者以外の者が承認を受けた場合は、承認証が船舶に備え置かれるようにならぬよう船舶所有者と調整すること。</p>	<p>が見込まれないと認められる場合は、資料を添えて検査測度課長まで伺い出ること。</p> <p>5. 承認証の有効期間の延長 試験等に追加の期間が必要であると認めるとときは、申請により、1回に限り承認証の有効期間をそれぞれ18ヶ月又は5年延長することができる。 (1) 承認証有効期間延長申請書は、第2号様式によるものとし、併せて、現に交付されている承認証の他、延長によって効果が見込まれることを確認できる書類及び延長期間中の試験等の計画書を提出させること。なお、当該計画書に記載すべき事項は、1.(2)に掲げるものとする。 (2) 承認証の有効期間を延長する場合にあっては、承認の審査、承認証の交付及び試験等の進捗状況の確認については、2.から4.までに準じて取り扱うこと。</p> <p>6. 承認証の備え置き 承認証は、1.(2)の「硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査の計画書」とともに船舶内にある者が直ちに参照できる場所(例えば、船舶職員、部員等が見やすい船橋等の場所)に備え置くこと。なお、船舶所有者以外の者が承認を受けた場合は、承認証が船舶に備え置かれるようにならぬよう船舶所有者と調整すること。</p>	<p>脱字修正</p> <p>EGC装置設置時の試験に係る承認手続きを新たに規定 II.として新たに規定</p> <p>II. 法第19条の21第2項の硫黄酸化物放出低減装置の設置に関する法定検査のために、基準適合燃料油以外の燃料油を使用した試運転を行う場合の承認に係る取扱い</p> <p>1. 承認申請書の提出 施行規則第12条の17の6の3の規定による地方運輸局長への承認申請書の提出については、以下のとおり取り扱うこと。 (1) 硫黄酸化物放出低減装置の設置に関する法定検査のための海上試運</p>
--	--	---

- 転の実施に先立ち承認申請書を提出させること。
- (2) 承認申請書の「備考」欄には、海上試運転において航行を計画している海域並びに基準適合油以外の燃料油を使用する燃料油燃焼装置の種類、製造者名及び型式を記載させること。
- (3) 承認申請書の提出時に併せて、原則として、次に掲げる書類を提出させること。
- (1) 承認を受けようとする船舶へ設置される/している硫黄酸化物放出低減装置に關し、少なくとも当該装置の名称、型式、数量、製造番号及び発注を受付けた日を記した書類(受注確認書等)
- (ロ) 硫黄酸化物放出低減装置の設置検査に係るスケジュールを示す書類
2. 承認に係る審査
- 製造者により硫黄酸化物放出低減装置の発注が受けられていること及び承認を受けようとする船舶が海上試運転を予定している時期について確認すること。
- 海上試運転において、外国が管轄する内水、領海又は排他的經濟水域の航行を行を予定している場合にあっては、当該海上試運転を行うことについて当該沿岸国からの了解が得られていることを申請者へ確認すること。
3. 承認証の交付
- 承認証の有効期間は、「試験、研究又は調査の計画期間」欄に記載されている期間とし、管海官庁が特別の事情があると判断した場合を除き 30 日を超えないこと
4. 承認証の有効期間の延長
- 試験に追加の期間が必要となる事由が発生し、延長の申請が行われた場合は、承認証の有効期間について 30 日の延長を認めることができます。
- 承認証有効期間延長申請書は、第 2 号様式によるものとし、併せて、現に交付されている承認証の他、延長期間中の試運転のスケジュールを提出

を購入する際に書類で、設置するバーを設置するところが海上おが分かれており、お期がいるれば前で認めて差し支えられない。

<p><u>させること。</u></p> <p>5. 承認証の備え置き 承認証は、船舶内にある者が直ちに参照できる場所(例えば、船員職員、部員等が見やすい船橋等の場所)に備え置くこと。なお、船舶所有者以外の者が承認を受けた場合は、承認証が船舶に備え置かれるよう船舶所有者と調整すること。</p> <p>6. 承認証の返納 承認証は、硫黄酸化物放出低減装置の設置に関する法定検査のための海上試運転が完了し検査に合格したときは、管海官庁が海洋汚染等防止証書を交付するとき、あるいは海洋汚染等防止検査手帳を交付又は返付するときまでに返納すること。 その他承認証が不要となつたときは連帯なく返納すること。</p>
<p>7. 留意事項 基準適合燃料油以外の燃料油は原則として硫黄酸化物放出低減装置の運転中に使用すること。ただし、試運転中一時的に硫黄酸化物放出低減装置を停止する場合などに、その都度基準適合燃料油への切り替え等を行ふ必要はない。</p> <p>【様式集】・【記入例】</p>